

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二百八十三號

昭和二十一年度立木供出促進に關する特別措置要綱を次のやうに定める。

昭和二十一年七月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度立木供出促進に關する特別措置要綱

一、進駐軍用材、食糧増産關係用材、運輸通信施設並びに復興建築用材等の緊急且重要な木材の需給を充足する爲め本要綱によつて立木供出促進の特別措置を講ずるものとする。

二、立木供出の責任は森林組合のある市町村においては森林組合、森林組合のない市町村においては市町村（以下立木供出団体と謂ふ）とする。

昭和二十一年七月九日
第千七百二十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A判

三、立木供出団体が本年度の供出割當を完遂した時はその割當量の八割を超ゆる部分につき木材の統制價格より逆算した立木の販賣價格の三分の一程度の額をその団体に追加支拂を爲すものとする。
右に要する財源及び其の取扱等に關しては別に定める。

四、適用の範圍

- (一) 立木供出団体が木材に生産の上供出する場合は本年度中に知事の指定した統制機關（以下統制機關と謂ふ）に集荷せられた木材用の立木
- (二) 立木供出団体が昭和二十一年四月一日より十一月末日迄に森林組合、地方木材株式會社又は木材業の許可を受けた者（以下生産擔當者と謂ふ）との間に統制機關に集荷の目的を以て賣買契約を締結した立木
- (三) 立木供出団体が生産擔當者との間に統制機關に集

00830

荷の目的を以て本年度の供出割當以上に賣買契約を締結した立木

(四) 前各號以外の立木で生産擔當者に於て本年度内に木材に生産の上集荷機關に集荷可能と認められた木材用の立木

但し其の數量の限度は本年度立木供出割當量の四分の一とする。

五 生産擔當者が木材を生産の上統制機關に販賣の目的で立木供出團体に立木を供出する様申込んだ場合は立木供出団体は速かに賣買の契約又は斡旋を爲すものとする。

六、生産擔當者、製材業者及び輸送業者等であつて木材の増産増送に特別の貢獻があつた者に對し褒賞の方途を講ずるものとする。

七、立木供出団体及び生産擔當者は共同責任をもつて本年度における木材生産の確保を圖るものとする。

八、本要綱の適正を期する爲供出団体は第一號及び第二號様式の報告書を地方事務所經由知事に提出するものとする。

森林組合にあつては別に縣森林組合聯合會に報告するものとする。

様式第一號

立木供出報告書

所在地	樹種	材積	賣渡人	買受人	賣買契約	備考
町村大字	立木	石	住所氏名	住所氏名	月日金額	圓
計						

注意 (一) 本報告書は隨時提出のこと。

(二) 本年四月以降六月末迄の分は一括して七月二十日迄に報告のこと。

様式第二號

月分立木供出状況報告

割當數量	前月迄の供出材積	本月分の供出材積	割當量に對する供出百分率	備考
石	石	石	%	

00831

注意 本報告書は其月分を翌月五日限提出のこと。

但し七月分において七月二十日迄に提出のこと。

鳥取縣告示第二百八十四號

昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百六十一號(食糧管理事務取扱員囑託の件)に次のやうに追加する。

昭和二十一年七月九日

鳥取縣知事 林

敬 三

氏名	擔當區域	職務執行場所
松波 正一	西伯郡縣村	西伯郡縣村役場
永富 友明	同	同
松野 功	同	同
船越 兵一	同	同
門田源太郎	同	同
古前 金雄	同	同
中曾 武雄	同	同
福永 健雄	同	同
船田 龍藏	同	同
山岡 太一	同	同

鳥取縣告示第二百八十五號

臨時種牡牛検査を次のやうに施行する。検査を受けたい者は八月八日迄に縣廳に到着するやうに願書を提出されたい

昭和二十一年七月九日

鳥取縣知事 林

敬 三

臨時牡牛検査日割

検査場所	検査期日	出場區域	検査時刻
西伯郡江町	七月十五日	米子市	午前九時
同 大津村	七月十六日	西伯郡	同
米子市勝田町	七月十六日	同	午後一時
東伯郡倉吉町	七月二十三日	東伯郡一圓	午前九時
同 浦安町	七月二十五日	同	午後一時
氣高郡正條村	七月二十八日	氣高郡一圓	午前九時
同 大正村	七月二十九日	同	同
岩美郡浦富町	八月一日	岩美郡一圓	同
八頭郡用ヶ瀬町	八月七日	八頭郡一圓	午後一時
同 船岡村	八月八日	同	午前九時